

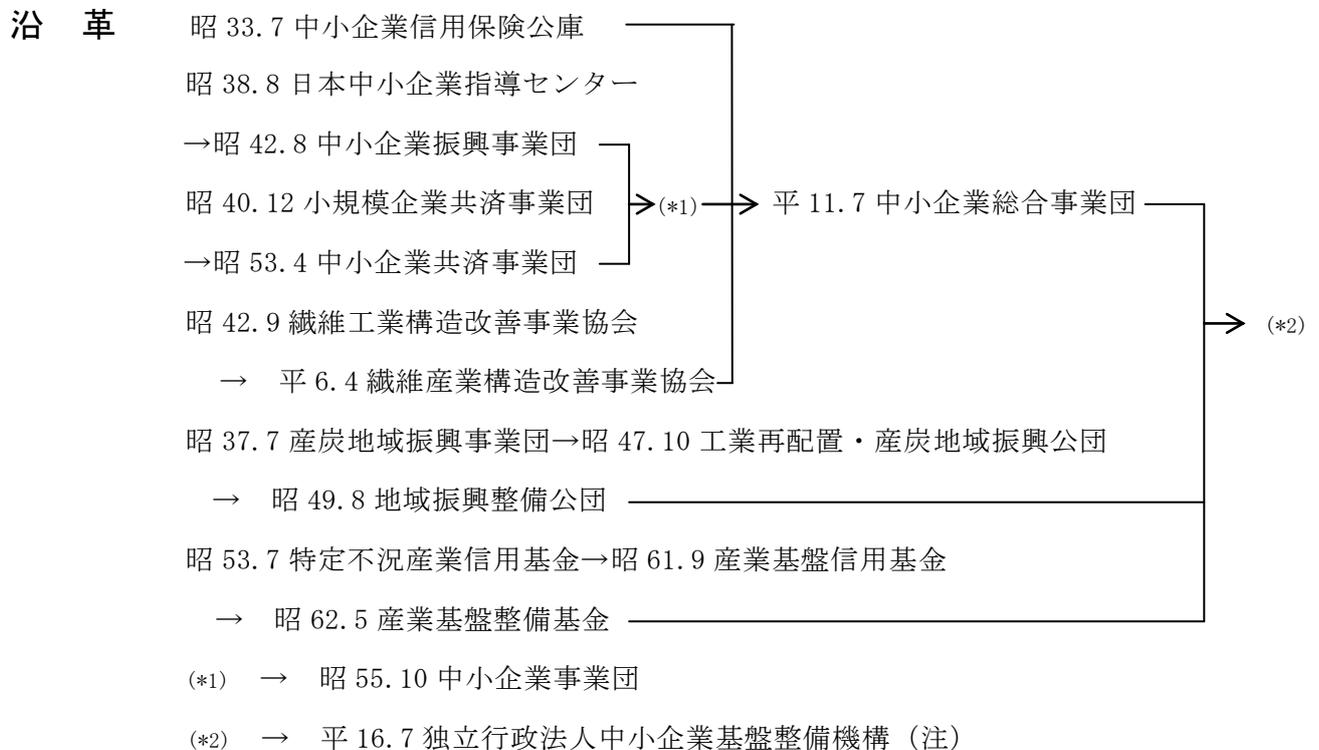
# 独立行政法人 中小企業基盤整備機構（非特定）

**所在地** 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル  
電話番号 03-3433-8811 郵便番号 105-8453  
ホームページ <http://www.smrj.go.jp/>

**根拠法** 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）

**主務府省** 経済産業省中小企業庁長官官房参事官、大臣官房政策評価広報課  
（評価委員会庶務）

**設立年月日** 平成16年7月1日



（注）中小企業総合事業団の信用保険部門、地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び産業基盤整備基金の省エネ・リサイクル業務を除く。

**目的** 中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。

**業務の範囲** 1. 都道府県が行う中小企業支援法第3条第1項各号に掲げる事業の実施に関し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。2. 中小企業支援担当者並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。3. 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。4. 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。5. 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資を行うこと。イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者 ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者 ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者 6. 前号イからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。7. 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第6条の規定による債務の保証を行うこと。8. 中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第38条第1項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等及び同条第2項の規定による出資並びに同法第42条の規定による債務の保証を行うこと。9. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第5条の規定による債務の保証、同法第21条の規定による協力及び同法第34条第1

項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。10. 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 第 24 条 及び 第 50 条 の規定による債務の保証並びに 同法第 47 条 の規定による出資を行うこと。11. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「地域産業集積形成法」という。）第 9 条 第 1 項 の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。12. 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第 10 条の規定による貸付けを行うこと。13. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 130 条第 1 項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。14. 総合特別区域法第 30 条及び第 58 条の規定による貸付けを行うこと。15. 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。16. 中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。17. 中小企業支援法第 18 条の規定による協力を行うこと。18. 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。19. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○ 前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。①事業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。②事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。③前項第 2 号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。④委託を受けて、中心市街地活性化法第 38 条第 3 項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。⑤委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 34 条第 2 項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。⑥委託を受けて、地域産業集積形成法第 9 条第 2 項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。⑦委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 130 条第 2 項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、

技術的援助等を行うこと。⑧次のイからハマまでに掲げる者に対し、それぞれイからハマまでに定める資金の貸付けを行うこと。イ 共済契約者又は共済契約者であった者のうち小規模企業共済法第7条第4項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金の支給の請求をしていないもの その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金 ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約を締結しているもの その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金 ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体 その団体の事業に必要な資金

○（業務の特例） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条に規定する旧地域振興整備公団の工業再配置等業務、附則第6条に規定する旧地域振興整備公団の産炭地域経過業務、附則第7条に規定する旧特定事業集積促進法等に係る業務、附則第8条に規定する旧繊維法に係る業務、附則第8条の2に規定する旧新事業創出促進法に係る業務、附則第8条の3に規定する特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務、附則第8条の4に規定する旧特定産業集積活性化法に係る業務、附則第8条の5に規定する改正前産業活力再生特別措置法等に係る業務及び附則第9条に規定する出資承継勘定に係る業務を行う。

## 財務及び予算の状況

<資本金> 1, 114, 491百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位：百万円)

	区別	中期計画予算 (平成 21～25 年度)	平成 25 年度予算
収入	運営費交付金	137,232	22,718
	その他の補助金等	32,563	2,403
	政府出資金	69,500	-
	借入金等	29,853	7,779
	貸付等回収金	3,268,352	543,668
	貸付金利息	51,131	7,317
	業務収入	3,054,725	681,023
	運用収入	789,533	102,718
	受託収入	5,727	54
	その他収入	4,333	1,829
	計	7,442,949	1,369,506
支出	業務経費	3,498,992	794,536
	貸付金	3,545,843	517,271
	他勘定貸付金	-	7,500
	出資金	77,090	116,977
	受託経費	5,727	54
	借入金等償還	56,143	8,145
	支払利息	2,281	24
	代位弁済費	5,047	546
	一般管理費	8,241	1,554
	その他支出	154,211	15
	計	7,353,574	1,446,626

<短期借入金の限度額> 61, 500百万円



## 中期目標

### I. 中期目標の期間

中期目標の期間は、5年間（平成21年4月～平成26年3月）とする。

### II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、中小企業の高度な専門性を有する経営課題等に対し、様々な支援機能を連携して支援を行うとともに、今後とも、新たな政策課題の要請を受けて、多様な支援ツールを活用しつつ、機動的に支援を行う。

機構の限られた経営資源の中でこの役割を発揮していくためには、全国的視点に立って支援機関のネットワークを強化し、地域支援機関等との連携、機構で培った支援ノウハウの共有など指導・助言を充実して、全体としての相乗効果の発揮を図っていくことが求められる。

特に第二期中期目標期間の前半においては、経済環境の更なる悪化等、現時点では予見することができない不測の事態に直面するおそれがあることを踏まえ、これらの事態に対して、機構自ら迅速に対応する。

#### 1. 新たな価値を創造する事業展開の促進

中小企業の新たな価値を創造する事業展開を促進するため、機構は、様々な局面で生ずる専門性の高い課題解決に向け一貫した経営支援を行うとともに、事業化を達成するために隘路となる広域展開、高度な専門性を必要とする経営課題等へ取り組む中小企業を重点的に支援し、他の中小企業の活動を誘発するようなモデル的な企業やその予備軍を発掘・育成する。

##### （1）売れる商品づくりや市場開拓等への挑戦に対してプラン策定の段階からの一貫した支援

機構は、広域的な販路開拓や（独）日本貿易振興機構等の関係機関との連携による国際展開、株式公開等の高度な専門性を有する経営課題への対応を行うとともに、全国的視点に立った技術開発や企業間連携による新事業展開の事業化等の支援を行い、他の中小企業のモデルとなる成功事例を創出する。

なお、支援に際しては、企業の創業からその成長に合わせた支援を行うことが出来る仕組みを構築し、一貫した支援を行うことにより、事業化に向けた取組みの着実な達成を目指す。

##### （2）市場動向や経営・技術環境の変化に即応した質の高い支援

機構は、中小企業者の大都市圏への販路開拓を支援する。多種多様な情報、販路、技術、人材等を持つ大企業、技術シーズや知見・ノウハウ等を有する大学・研究機関等との全国ベースのネットワークを構築、活用し、中小企業と大企業等との連携による新たな商品開発や事業化等を支援する。

### **(3) マッチング機会の提供やファンド組成を通じた資金提供等の多様な支援**

機構は、全国的視点に立ったマッチングの場の提供を通じて、新たな販路の開拓や業務提携等、ビジネスチャンスの拡大や新事業の取り組みを支援する。

また、成長初期段階や新事業展開等に取り組む中小企業者に投資を行うファンドの組成について、適切な事業運営に配慮しつつ、組成を促進し、新事業展開等に挑戦する中小企業者に対する資金供給を円滑化する。

インキュベーション事業による創業・新事業展開等の支援を行う観点から、インキュベーション施設の適切な運営を行うとともに、インキュベーションマネージャー等の事業化支援要員を配置する等の入居者新支援により、事業化を促進する。

## **2. 経営基盤の強化**

機構は、中小企業の支援の拠点となる地域支援機関等と連携し、中小企業が抱える高度な経営課題への対応等を図るとともに、支援効果等の地域支援機関間における共有化、各支援機関へのノウハウの提供・移転を行い、「つながり力」の中核機関として、地域支援機関等とのネットワークを強化することに重点を置く。

### **(1) 多様な支援機関・人材の「つながり力」を強化し連携により相乗効果を向上**

#### **①地域支援機関等の支援機能の向上支援**

機構は、経済産業局と緊密に連携しながら、地域中小企業の支援の拠点となる地域支援機関間における情報・ノウハウの共有化を行い、高度なノウハウを有する専門家を確保し、派遣すること等を通じて、地域支援機関等の支援体制を確保する。

また、中小企業経営者や支援担当者から現場の情報を収集し、中小企業の実態、支援事例や支援ニーズ等の調査・分析や具体的な支援ノウハウまで体系化できる調査・研究機能を強化し、連絡会議や研修会等の実施を通じ、地域支援機関等に支援のノウハウを提供・移転する。

#### **②地域支援機関職員等に対する研修の実施**

地域支援機関、地域金融機関、士業団体を始めとする多様な民間支援機関等の支援人材に対し、高度かつ専門的な支援能力を修得する機会を提供するため、機構は、創業・経営革新、事業再生、知的財産、まちづくり等の政策課題への解決に資する研修等を実施する。

また、中期目標期間中に中小企業大学校各校の地域支援機関等向け研修に係る業務のうち、研修企画に係るものを除いた業務について官民競争入札等を導入し、民間事業者の創意と工夫を活かした効率的な研修を実施する。

### **(2) 中小企業の経営能力強化に役立つノウハウや情報の提供**

#### **①経営情報等の提供機能の充実**

機構は、中小企業支援の施策情報、活用事例、地方公共団体等が独自に実施する施策情報を収

集し、わかりやすく提供する素材を作成し、中小企業施策を広く効果的に周知させるための施策情報サイトを運営するほか、相談機能や関係機関の活用など、中小企業施策を広く効果的に周知させるために情報を提供する。

また、各種政策課題フォーラムの開催を通じ、地域中小企業等への支援施策を浸透させる。

## ②経営課題への円滑な対応

機構は、中小企業が円滑に事業活動を推進し、経営上で直面する様々な課題に適切に対応できるよう、地域支援機関等との連携を強化し、迅速かつ効率的に活用可能な支援ツールを提供する。

## ③経営者等の知見の充実等

機構は、中小企業の経営者や管理者等を育成するため、経営課題に円滑に対応できる実践的研修を実施する。

研修の実施にあたっては、利用者のニーズを踏まえた研修内容等を提供する。

また、中期目標期間中に中小企業大学校の企業向け研修について官民競争入札等を導入し、民間事業者の創意と工夫を活かした質の高い研修を実施する。

### (3) 未来志向の地域経済活性化への取組み

#### ①中小企業者の連携・共同化の推進及び集積の活性化

機構は、中小企業者の連携・事業の共同化、中小企業の集積の活性化を図るため、リニューアルや機能強化を含めた工場団地や商店街等の施設整備に対する支援を地方公共団体と連携して行う。

また、中小企業者等のニーズや新たな政策課題に的確に対応するため、制度運営の見直し等を実施する。

#### ②地域の経営資源の活用等による事業化支援

高度なノウハウを有する専門家の確保等を通じ、地域の経営資源の活用等による新商品開発等の取組みに対する支援を推進する。

#### ③中心市街地、商店街等における商業機構強化事業

機構は、中心市街地が地域社会・経済に果たす役割、商店街が地域コミュニティに果たす役割の重要性を踏まえ、地方公共団体をはじめとする関係機関と連携を図りつつ、調査研究、人材育成、資金面で中心市街地や商店街等の活性化の支援等を行うとともに、中心市街地活性化協議会や商店街振興組合等の商工団体に対する助言、調査等を通じて商店街等の商業機能及びマネジメント能力の向上を支援する。

また、中心市街地の活性化に資する施設の適切な運営管理及び積極的活用を図る。

### 3. 経営環境の変化への対応の円滑化

国際金融市場の混乱に伴う未曾有の経済危機の中、中小企業の経営環境は厳しさを増しており、倒産件数も増加している。中期目標の前半はこの危機を克服するため、急激な環境悪化に伴う痛みを緩和する措置を講ずるとともに、雇用や取引を中心として地域経済を支えている中小企業の事業再生を円滑化することで、こうした環境変化に適応できるよう中小企業の体質の強化を図ることが必要である。

#### (1) 中小企業の事業再編・転換等の促進

地域の経済活動に貢献している優良な事業の部門を有する中小企業でさえも事業存続の危機にある中で、優良な事業の破綻を防ぎ、地域経済の活力や雇用を維持することが重要である。このため、機構は、経営環境の著しい変化に直面し、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業の事業再編・転換等を促進するため、中小企業再生支援協議会への助言等の支援、再生ファンドの組成の促進、再生支援に係る制度の周知や活用促進等により、全国的な再生支援機能を強化するための支援を実施する。

また、企業が生産性向上を図るための事業活動等を支援する債務保証については、法律に基づき着実に実施する。

#### (2) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

機構は、両共済制度の対象となる事業者数の動向を踏まえた在籍者数を確保できるよう加入促進を行う。

また、両共済制度に係る適切な指標を設定し、事務執行体制の見通しや業務・システム改善等による効率化を行う。

さらに、両共済制度の安定的・継続的な運営を図るため、今後行われる制度の見直しに対応するとともに、各種提出書類の見直し及び業務処理期間の短縮化等により契約者サービスを向上させる。

#### (3) 災害等への機動的な対応

機構は、大規模な自然災害等が発生した場合には、被害を受けた中小企業の借り入れについての利子補給等を行うため、都道府県が貸付けを行う基金の設置に対し、機動的に支援を行う。

特に、東日本大震災への対応として、著しい被害を受けた中小企業等のために工場・事業場・店舗等の整備・管理・譲渡等を実施するとともに、原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業等を対象とする福島県が創設する貸付制度に支援を行うなど、機構の支援ツールを活用した適切な措置を講じる。

また、東日本大震災で被害を受けた中小企業等の二重債務問題に対応するため、債務買取等を行う産業復興機構への出資や事務経費への支援など、適切な措置を講じる。

#### 4. 期限が定められている業務

##### (1) 政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等の着実な実施

中小企業基盤整備機構法（以下「機構法」という。）附則第5条及び附則第6条第3項に掲げる産業用地分譲業務については、着実に実施し、平成26年3月までに終了する。

機構法附則第5条第1項第5号ニに掲げる業務については、福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づき、産業用地を無償で譲渡する。

##### (2) その他の期限が定められている業務

機構法附則第8条に掲げる繊維業務（既往保証債務に係る業務を除く。）については、平成22年5月までに終了する。

また、機構法附則第8条の4に掲げる旧特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく業務を、着実に実施する。

### Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 現場重視の組織運営

- 機構の組織は、その目標の実現のために業務の改善や新たなニーズに即応した事業が機動的に実施されるよう、部門間の壁を廃した柔軟な組織運営、意志決定を行い、業務の効果的な実施を図る。
- 利用者との直接の接点となる部門に職員の重点的配置を行うとともに、全国的な組織として広域的な実施体制を整備し、各地域において、経済産業局、地方公共団体、地域支援機関等との連携を強化し、機動的に支援する。
- 期限が定められた業務については、所定の期限に終了させるための体制を採る。

#### 2. コーディネイト能力等に優れた人材の育成と外部人材の有効活用

- 職員に対する個々の適性や段階に応じた多様な研修制度の拡充や職員に利用者と直接する業務の経験を積ませることなどにより、企業経営や中小企業施策に精通し、さらには専門家活用能力や支援プロジェクトを企画し、調整する能力等に優れた人材を育成する。  
また、人的ネットワーク、専門知識・ノウハウ等を有する人材を確保するとともに、外部との人事交流を積極的に行い、様々な専門スキルを持った多彩な人材を確保・育成する。
- 業務の専門性の高い分野においては、知見を持った外部の人材を積極的に活用する。
- 職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に反映する。

#### 3. 適切な評価を踏まえた業務の改善と新たなニーズへの対応

- 中小企業者等と直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」による事業評価を適切に行う。評価に際しては、相談件数などの「数」の評価に加え、企業の成長を客観的に判断できる事業については、企業

の業績などの「質」の評価に重点を置く。

なお、各事業における具体的な目標値については、事業目的に即した分かりやすい数値を中期計画において設定する。

- 中小企業者、地域支援機関や有識者等からなる外部評価委員会の設置等により客観的に評価を行う。
- 事後評価を徹底し、十分成果が得られていない事業や支援機関が十分類似のサービスに対応した事業や効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。
- 特に、中小企業大学の大学施設については、まずは東京校について、中小企業者や中小企業支援機関等のニーズ、利便性に配慮しつつ、売却等の処分に着手する。

#### 4. 業務運営の効率化

- 一般管理費（退職手当を除く）については、これまでの効率化実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標（毎年度平均で前年度費3%以上の効率化）を設定する。
- 運営費交付金を充当して行う業務経費（退職手当を除く）については、具体的な目標（新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分を除き、毎年度平均で前年度比1%以上の効率化）を設定する。
- 総人件費については、平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。
- 人員の合理化についての目標は、中期計画において定める。
- 給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に努め、その取組状況を公表する。
- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。なお、入札・契約の適正な実施について、監事等による監査を実施する。
- 管理会計を徹底し、財務会計情報を有効に活用し、業務を効率化させる。
- 国以外からの財源を確保及び拡充するため、中小企業者の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料について、適切な受益者負担の見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等について、収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。
- 利用者への情報提供等の利便性の向上や内部管理業務の効率化、高度化のため、第一期中期目標期間において作成した最適化計画を踏まえ、業務・システムの改善を行う。
- 機構の自主性・自立性を確保するため、法令遵守に係る内部統制機能を強化する。また、重

要な業務については、外部有識者等からなる評価委員会等の意見を聞きながら業務運営を行うとともに、内部監査機能を充実させる。

#### IV. 財務内容の改善に関する事項

##### 1. 財務内容の改善

- 繰越欠損金が発生している小規模企業共済勘定については、安全かつ効率的な資産運用に留意しつつ、繰越欠損金の解消に向けた中期目標期間中の削減計画を策定することにより、その削減に努める。
- 施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組みを着実に実行する。
- 産業投資特別会計から出資を受けて実施した出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資については、投資先の経営状況を適切に把握する等、適切に管理し、株式処分を促進する。
- 産業投資特別勘定による出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資については、適切に経営状況の把握を行い、事業運営の改善を求め、経営状況の悪化が見込まれる場合は、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。
- その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。
- 出資業務、債務保証業務、融資業務、施設整備等業務、共済業務といった財務の健全化を確保すべき業務については、貸倒実績等を踏まえ、債権管理の徹底等を行うなど、適切な措置を講じる。

##### 2. 保有資産の見直し等

- 保有財産の見直し等について、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえた措置を講じるものとする。
- 特に、一般勘定資産については、2,000億円を不要財産として、平成23年度から原則4年間の分割で国庫納付するものとする。その際、小規模企業共済勘定の繰越欠損金の状況による機構全体の債務超過や緊急の中小企業対策に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。

# 【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)

(単位:円)

## 貸借対照表 (平成25年3月31日)

### 資産の部

#### I 流動資産

現金及び預金		465,856,547,997	
代理店勘定		54,542,203,350	
有価証券		847,552,009,108	
割賦売掛金		9,855,484,377	
事業貸付金		1,094,531,169,749	
販売用不動産		6,631,546,696	
特定事業者復興支援施設		6,564,621,000	
貯蔵品		3,198,533	
前払費用		268,502,894	
未収収益		18,588,360,616	
信託資産		1,678,943,227,920	
未収入金		1,698,831,443	
未収財源措置予定額		615,139,193	
前払金		218,321,157	
その他の流動資産		41,097,990	
貸付有価証券担保預り運用資産		1,293,499,463,708	
貸倒引当金(△)		△ 57,063,834,021	
流動資産合計			5,422,345,891,710

#### II 固定資産

##### 1 有形固定資産

建物	45,043,145,480		
減価償却累計額	△ 14,377,704,303		
減損損失累計額	△ 21,159,888	30,644,281,289	
構築物	2,225,929,789		
減価償却累計額	△ 1,548,736,706		
減損損失累計額	△ 297,696	676,895,387	
機械装置	438,058,909		
減価償却累計額	△ 415,158,626	22,900,283	
車両運搬具	38,972,955		
減価償却累計額	△ 24,867,980	14,104,975	
工具器具備品	1,796,759,110		
減価償却累計額	△ 893,343,982	903,415,128	
土地		17,838,635,058	
建設仮勘定		1,346,058,754	
有形固定資産合計		51,446,290,874	

##### 2 無形固定資産

借地権		27,950,000	
ソフトウェア		1,402,711,612	
その他		12,776,707	
無形固定資産合計		1,443,438,319	

##### 3 投資その他の資産

長期性預金		7,300,000,000	
投資有価証券		5,567,856,022,435	
関係会社株式		39,564,057,024	
破産更生債権等		79,819,135,478	
生命保険資産		308,684,110,585	
敷金保証金		1,253,294,514	
長期前払費用		11,275,132	
貸倒引当金(△)		△ 71,935,013,954	
投資その他の資産合計		5,932,552,881,214	

#### 固定資産合計

5,985,442,610,407

#### 資産合計

11,407,788,502,117

## 貸借対照表

(平成25年3月31日)

## 負債の部

## I 流動負債

運営費交付金債務		17,514,421,135	
預り補助金等		44,776,082,980	
支払備金		14,088,557,376	
未払金		15,366,844,944	
未払法人税等		50,341,500	
前受金		102,281,811,426	
預り金		1,858,150,857	
前受収益		2,670,436,934	
仮受金		786,307,845	
短期リース債務		303,308,498	
貸付有価証券担保預り金 引当金		1,293,499,463,708	
賞与引当金	161,289,518	161,289,518	
流動負債合計			1,493,357,016,721

## II 固定負債

資産見返負債			
資産見返運営費交付金	485,992,603		
資産見返補助金等	3,502,801,753	3,988,794,356	
長期預り補助金等		52,932,989,438	
長期借入金		4,018,150,411	
受入保証金		526,995,664	
長期リース債務		530,386,537	
責任準備金		8,474,483,207,801	
倒産防止共済基金		643,463,464,490	
引当金			
退職給付引当金	8,266,986,303		
保証債務損失引当金	1,607,250,848	9,874,237,151	
固定負債合計			9,189,818,225,848

## III 法令に基づく引当金等

完済手当金準備基金		55,680,185,702	
異常危険準備基金		22,223,555,683	
法令に基づく引当金等合計			77,903,741,385
負債合計			10,761,078,983,954

## 純資産の部

## I 資本金

政府出資金		1,113,490,762,480	
日本政策投資銀行出資金		1,000,000,000	
資本金合計			1,114,490,762,480

## II 資本剰余金

資本剰余金		282,935,895	
損益外減価償却累計額(△)		△ 8,372,775,861	
損益外減損損失累計額(△)		△ 21,457,584	
民間出えん金		900,540,000	
資本剰余金合計			△ 7,210,757,550

## III 繰越欠損金

前中期目標期間繰越積立金		8,800,658,042	
積立金		8,344,371,739	
当期未処理損失		477,715,516,548	
(うち当期総利益)		275,600,979,362)	
繰越欠損金合計			460,570,486,767

純資産合計 646,709,518,163負債純資産合計 11,407,788,502,117

## 損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

### 経常費用

#### 新事業支援業務費

不動産賃貸事業原価	1,450,818,426	
貸倒引当金繰入	20,515,317	
国庫返還金	41,631	
役員給	9,768,329	
給与賞与諸手当	1,198,192,998	
法定福利費	127,980,394	
賞与引当金繰入額	47,376,738	
退職給付費用	67,826,668	
減価償却費	31,288,989	
旅費交通費	329,395,739	
業務委託費・報酬費	751,124,136	
諸謝金	1,831,728,077	
その他新事業支援業務費	551,587,673	6,417,645,115

#### 経営基盤強化業務費

出資金損失	138,967,579	
不動産販売事業売上原価	24,305,217	
販売用不動産評価損	29,793,062	
不動産賃貸事業原価	336,340,710	
貸倒引当金繰入	1,412,748,278	
保証債務損失引当金繰入	1,129,875,592	
関係会社株式評価損	5,502,876	
国庫返還金	591,803	
役員給	26,955,417	
給与賞与諸手当	1,657,991,348	
法定福利費	178,891,068	
賞与引当金繰入額	28,304,072	
退職給付費用	96,083,720	
減価償却費	106,786,475	
業務委託費・報酬費	4,011,967,855	
諸謝金	1,293,158,411	
その他経営基盤強化業務費	1,668,654,916	12,146,918,399

#### 受託業務費

給与賞与諸手当	10,897,352	
法定福利費	1,182,516	
賞与引当金繰入額	1,019,575	
退職給付費用	905,451	
業務委託費・報酬費	20,120,665	
その他受託業務費	2,026,704	36,152,263

#### 経営環境対応業務費(再生等)

助成金	73,732,414	
出資金損失	320,731,613	
特定事業者復興支援施設整備費	18,423,669,813	
利子補給金	1,046,563,816	
国庫返還金	55,168,217	
役員給	4,099,810	
給与賞与諸手当	555,113,184	
法定福利費	58,633,120	
賞与引当金繰入額	2,260,358	
退職給付費用	29,412,369	
減価償却費	127,299	
その他経営環境対応業務費(再生等)	757,655,115	21,327,167,128

## 損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

経営環境対応業務費(共済)		
共済金	603,035,803,839	
解約手当金	71,597,155,253	
倒産防止共済基金繰入	106,139,072,310	
役員給	13,261,790	
給与賞与諸手当	808,523,347	
法定福利費	89,124,194	
賞与引当金繰入額	9,938,135	
退職給付費用	45,325,257	
減価償却費	333,369,226	
その他経営環境対応業務費(共済)	14,974,403,030	797,045,976,381
産業用地業務費		
不動産販売事業売上原価	1,495,306,289	
販売用不動産評価損	4,503,371,567	
不動産賃貸事業原価	11,260,585	
工業用水道売上原価	151,477,205	
国庫返還金	12,187,302	
受託工事費	39,180,459	
役員給	9,646,163	
給与賞与諸手当	312,345,451	
法定福利費	34,036,422	
賞与引当金繰入額	33,591,723	
退職給付費用	24,548,264	
減価償却費	139,414	
業務委託費・報酬費	404,992,061	
その他産業用地業務費	436,874,287	7,468,957,192
一般管理費		
役員給	96,426,130	
給与賞与諸手当	1,092,271,950	
法定福利費	190,292,113	
賞与引当金繰入額	35,476,770	
退職給付費用	545,596,524	
減価償却費	521,595,005	
業務委託費・報酬費	770,913,982	
賃借料	988,113,406	
その他一般管理費	586,354,662	4,827,040,542
財務費用		
支払利息	41,622,541	41,622,541
その他		
雑損	3,464,134	3,464,134
経常費用合計		849,314,943,695

損益計算書  
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

経常収益			
運営費交付金収益		36,938,034,617	
資産見返運営費交付金戻入		114,617,202	
資産見返補助金等戻入		187,445,710	
補助金等収益		3,901,510,852	
貸付金利息収入		8,194,564,109	
投資有価証券売却益		422,981	
出資金収益		5,090,747,492	
指導研修事業収入		976,519,305	
不動産関係事業収入			
不動産販売事業収入	3,591,669,936		
不動産賃貸事業収入	2,608,566,028		
工業用水道事業収入	114,099,543	6,314,335,507	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	39,180,459		
その他からの受託収入	39,957,063	79,137,522	
債務保証料収入		40,156,973	
共済事業掛金等収入		670,790,327,820	
資産運用収入		354,745,808,599	
雑収入		1,839,192,589	
財源措置予定額収益		615,139,193	
支払備金戻入益		1,798,769,242	
責任準備金戻入益		29,943,714,279	
財務収益			
受取利息	168,420,975		
有価証券利息	2,658,994,065	2,827,415,040	
雑益		143,340,710	
経常収益合計			1,124,541,199,742
経常利益			275,226,256,047
臨時損失			
国庫納付金		990,355,493	
固定資産売却除却損		662,924	
投資有価証券売却損		804,200,000	
関係会社株式処分損		89,852,228	
完済手当金準備基金繰入		6,540,617,273	
臨時損失合計			8,425,687,918
臨時利益			
関係会社株式評価損戻入益		11,118,580	
貸倒引当金戻入益		3,236,023,076	
異常危険準備基金戻入益		651,105,219	
償却債権取立益		65,586,372	
臨時利益合計			3,963,833,247
税引前当期純利益			270,764,401,376
法人税、住民税及び事業税			50,341,500
当期純利益			270,714,059,876
前中期目標期間繰越積立金取崩額			4,886,919,486
当期総利益			275,600,979,362